

令和 5 年 5 月 1 6 日

美里町長 相 澤 清 一 殿

美里町情報公開・個人情報保護審査会
会長 千 葉 敬 記

個人情報保護法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準
を定めることについて（答申）

令和 5 年 5 月 1 6 日付け美総第 1 2 0 号をもって諮問のありましたこのこと
については、令和 5 年 5 月 1 6 日開催の美里町情報公開・個人情報保護審査会
において審議した結果、下記の諮問内容について異議がない旨、決定したので
答申します。

記

- 1 安全管理措置の基準は、個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイド（行政機関等向け）4－8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づき定めること。
- 2 管理体制については、副町長と総務課長を中心とした従前の個人情報保護管理体制を継続するため、指針に定める総括保護管理者の機能をその性質によって総括保護責任者と総括保護管理者に分け、前者を副町長、後者を総務課長が担うこととすること。
- 3 安全管理措置の基準は、「美里町個人情報管理規程」として、特定個人情報に係る管理措置と一体のものとして定めること。